

## 国民年金保険料の免除申請が可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

### ■対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少  
2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合

2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※1)が、国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる方

※1. 2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2. 当年中の所得見込額が全額免除基準相当(例: 単身世帯の場合は57万円以下)や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。

※3. 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。

また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

### ○申請の対象となる期間

2月分～6月分まで ※7月分以降は、改めて申請が必要です。

### ○申請に必要なもの

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

②所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

### ○申請方法

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

②国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

③申請書の提出先は、市役所の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

\*新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

## 学生のみなさまへ

## 国民年金保険料の特例申請が可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

### ■対象となる学生

以下のいずれにも該当する方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少  
2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合  
2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※)が、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

※2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

### ○申請の対象となる期間

令和元年度分として=令和2年2月分～3月分

令和2年度分として=令和2年4月分～3年3月分

### ○申請に必要なもの

①国民年金保険料学生納付特例申請書 ※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

②所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

③学生証のコピー ※令和元年度分と令和2年度分の2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます(申請書が2枚必要となります)。なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては令和2年度分のみを申請してください。

●詳細 ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004(月～金曜日/午前8時30分～午後7時、第2土曜日/午前9時30分～午後4時)、または砂川年金事務所(〒073-0192 砂川市西4条北5)☎0125-52-2144、市民年金係